

国保に加入・脱退するときは、必ず届出を!!



次の理由で国保に加入・脱退するときは、国保年金課へ

☎ 国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

国保に加入・脱退する理由		届出に必要なもの	はんこ
加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	転出証明書	
	退職などで職場の健康保険をやめたとき	退職証明書・離職票	
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	健康保険扶養喪失証明書	
	社会保険などに加入の本人が長寿医療制度に移行し、扶養の方が国保に加入するとき		
	子どもが生まれたとき	国民健康保険証、母子健康手帳	
	任意継続保険から国保に切り替えるとき	任意継続保険資格喪失証明書または喪失日の記載がある任意継続保険証	
	外国籍の方が国保に入るとき	外国人登録証明書	
やめるとき	他市区町村に転出するとき	国民健康保険証	
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険証と職場の保険証	
	健康保険の被扶養者になったとき		
	国保加入の被保険者が死亡したとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの	
	外国籍の方が帰国するとき	帰国がわかるもの(航空券の写しなど)	
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国民健康保険証	
	修学のため、他市区町村に住所を移したとき	国民健康保険証、在学(園)証明書	
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分証(免許証、パスポートなど)	
	退職者医療制度 [*] に該当したとき	国民健康保険証、年金証書	

※「退職者医療制度」…国民健康保険に加入している65歳未満の方で、かつ厚生年金などの老齢(退職)年金を受給し、加入期間が20年以上または40歳以降10年以上の方が対象。退職者被保険証を利用することで市に対し健康保険組合などから一部拠出金が支給される制度(国保税額・自己負担割合は一般の保険証との違いはありません)。

●上記対象者で、まだ手続きをされていない方は、保険証と年金証書を持参のうえ、手続きをお願いします。

届け出の遅れにご注意ください!

▼国民健康保険加入の届け出が遅れると…

加入資格が発生した時点までさかのぼって、国民健康保険税を納めなければなりません。また、その間の医療費は、全額自己負担になります(2年前の分までは、保険給付を受けることもできます)。

▼国民健康保険をやめる届け出が遅れると…

国民健康保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまうと、国保で負担した医療費をあとで返していただくこととなります。また、新たに加入した職場の保険料と国民健康保険税(料)の両方を納めることとなります。

◎平成21年度中に65歳を迎える方は、退職被保険者証の有効期限が誕生日の末日までとなるため、有効期限の前までに、新しい保険証(一般)を送付します。

◎平成20年度より、75歳以上の方は従来の保険制度から新しい保険制度(長寿医療保険制度)に変わりました。21年度中に75歳を迎える方は、国保の保険証の有効期限が誕生日の前日までとなるため、有効期限の前までには、新しい保険証(後期高齢者医療被保険者証)を送付します。